

受付

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

- 目次
- 告示 国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの  
保安林の指定の解除  
食糧管理法施行規則による小売販売業者丙の業者登録  
基本測量を実施する旨の通知
  - 公安告示 古物営業法による聴聞の実施  
銃刀剣類所持等取締法による聴聞の実施
  - 公告 理容師試験及び美容師試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第三百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の  
規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの  
を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険第  
一類の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規  
定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年七月八日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日  
鳥取医一、二〇四 池原 正明 昭和四十一年六月九日

鳥取県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年七月八日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

- 解除に係る保安林の所在場所  
岩美郡福郷村大字湯山字高浜二二六四の四四九（次の図に示す部分に  
限る。）
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福郷村役  
場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二条の二  
第一項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者丙の業者登録をしたので、  
同規則第三十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十一年七月八日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

